

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（案）新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(指定薬物)<br/>第一条 (略)<br/>一～四十八 (略)<br/>四十九 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>五十 (略)</p> <p>五十一～七十六<br/>七十七 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>七十八 (略)</p> <p>七十九～百三十五</p> | <p>(指定薬物)<br/>第一条 (略)<br/>一～四十八 (略)<br/>四十九 二―(エチルアミノ)――(インダン―五―イ<br/>ル)ペンタン――オン及びその塩類<br/>五十 二―(エチルアミノ)―二―(三―メトキシフェニ<br/>ル)シクロヘキサノン及びその塩類<br/>五十一 N―エチル―N―イソプロピル―五―メトキシト<br/>リプタミン及びその塩類<br/>五十二～七十七 (略)<br/>七十八 N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及<br/>びその塩類<br/>七十九 一―シクロヘキシル―四―(一・二―ジフェニル<br/>エチル)ピペラジン及びその塩類<br/>八十 二―「―(シクロヘキシルメチル)―一H―イン<br/>ダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタン<br/>酸及びその塩類<br/>八十一～百三十七 (略)</p> |

百三十六 (略)

(削除)

百三十七 (略)

百三十八～二百

二百一 (略)

(削除)

二百二 (略)

二百三～二百三十九

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

|      |      |
|------|------|
| (略)  | (略)  |
| (略)  | (略)  |
| (削除) | (削除) |

百三十八 一―(一―フェニルペンタン―二―イル)ピロ

リジン及びその塩類

百三十九 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)

―N―フェニルアセトアミド及びその塩類

百四十 一―ブチル―N―(二―フェニルプロパン―二―

イル)―一H―インドール―三―カルボキサミド及びそ

の塩類

百四十一～二百三 (略)

二百四 メチル―二―「一―(五―フルオロペンチル)―

一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチ

ルブタノアト及びその塩類

二百五 四―メチル―五―(四―メチルフェニル)―四

・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類

二百六 三―メチル―二―(四―メチルフェニル)モルフ

オリン及びその塩類

二百七～二百四十三 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

|   |                      |
|---|----------------------|
| (略)   | (略)                  |
| ナフタレン―一―イル(一―ペンチル―一H―ピ<br>ロール―三―イル)メタ<br>ノン、その塩類及びこれ<br>らを含む物 | (略)                  |
| N―(一―フェネチルピ   | 學術研究又は試験検査の<br>に限る。) |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| (略) | (略) |  |
| (略) | (略) |  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
| (略) | <p>ペリジン―四―イル)―<br/>N―フェニルアセトアミ<br/>ド、その塩類及びこれら<br/>を含有する物</p> <p>― (四―フルオロフェ<br/>ニル) ピペラジン、その<br/>塩類及びこれらを含有す<br/>る物</p> | <p>用途 (ただし、第一号に<br/>掲げる者における場合を<br/>除き、かつ、人の身体に<br/>使用する場合以外の場合<br/>に限る。)</p> <p>元素又は化合物に化学反<br/>応を起こさせる用途</p> |
| (略) |  |  |